

# 平成28年10月21日に発生した 鳥取県中部を震源とする地震に係る緊急要望

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震においては、最大震度6弱の地震後も度重なる地震が観測されている。

この地震により、住家において、全壊半壊の被害を受けたほか、屋根の損壊、壁のひび割れ等の被害が多数発生し、住民生活に多大な影響を及ぼしている。

被災地では、安定した生活を取り戻すため、総力を挙げて復旧・復興対策に取り組んでいるが、被災地域は高齢者が多く住み、豪雪地帯でもあるため、積雪期を前に住宅や道路の早期復旧が最優先の課題となっている。

また、被災した鳥取県中部地域のみならず、鳥取県全域で宿泊のキャンセルが多数発生するなど、観光産業への風評被害により地域経済に大きな影響が生じている。加えて、収穫期を前にした晩生梨の落果など、農業被害も深刻な問題となっている。

被災地が復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻せるよう、引き続き国の支援が必要であることから、次の事項について強く求める。

## 1 災害査定や災害復旧事業の早期執行について

降雪期の到来等を見据え、早期に県民生活の安全安心の確保を図るため、災害査定の迅速かつ円滑な実施と早期復旧に係る財政支援を行うこと。

## 2 復旧・復興に係る財政支援について

公共土木施設、農地・農林業用施設、上下水道施設、学校施設、文化観光施設等について多くの被害が発生したため、地震被害に係る緊急対応及び復旧対策に係る財政措置について、激甚災害の指定も含め、特別交付税措置、新たな財政支援措置などを実施すること。

## 3 被災者の生活再建支援等に係る柔軟な対応について

- (1) 被災者の生活再建を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法の適用基準の見直しなど幅広く支援すること。
- (2) 被災した事業主が雇用を維持できるよう「雇用調整助成金」制度について、熊本地震と同様に、助成率の引き上げなどの特例措置を講ずること。

#### 4 観光産業等への風評被害対策について

- (1) ほとんど被害のなかった地域においても宿泊等のキャンセルが生じており、鳥取県が安全であることの情報提供に努めること。
- (2) 観光客の回復に向けた対策として、現在九州7県を対象に実施している「九州ふっこう割」と同様の「鳥取ふっこう割」を創設するなど、鳥取県の観光産業の復興に対する支援をすること。

#### 5 農業被害への支援について

- (1) 鳥取県内産梨の風評被害が発生することがないように、情報発信等の支援をすること。
- (2) 鳥取県内最大の梨生産地帯における選果場施設や乳業施設が被災するなど今後の農業生産体制への影響が想定されることから、生産施設の早期復旧に向けた支援をすること。

#### 6 被災した文化財等に係る支援について

- (1) 鳥取県内の白壁土蔵群や三徳山三仏寺文殊堂などのみならず、隣県の文化財等にも被害が及んでいるところであり、損壊した文化財等の早期復旧に向けた財政支援と技術的支援を行うこと。
- (2) 国指定のみならず、県・市町村指定の文化財についても財政的な支援を行うこと。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政